

知夫村通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 26 年 4 月

知夫村通学路安全推進会議

1、プログラムの目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成 24 年 8 月に知夫小・中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「知夫村通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2、通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下を構成員とする「知夫村通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し策定するものです。

【道路維持管理関係】

- ・ 隠岐支庁県土整備局 島前事業部 係長
- ・ 知夫村役場 産業建設課 課長 (→副会長)
- ・ 知夫村役場 産業建設課 建設係

【警察関係】

- ・ 浦郷警察署 交通係
- ・ 浦郷警察署知夫駐在所 所長

【学校教育関係】

- ◎・ 知夫村教育委員会 教育次長 (→会長)
- ・ 知夫村教育委員会 総務教育係 (→事務局)
- ・ 知夫村立知夫小学校 教頭
- ・ 知夫村立知夫中学校 教頭
- ・ 知夫村立知夫小中学校 P T A 会長
- ・ 知夫村立知夫小中学校 P T A 副会長

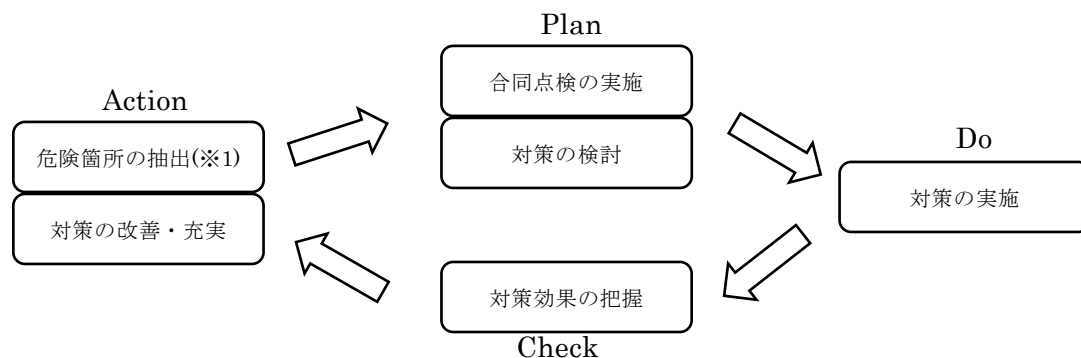
3、取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組を PDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

なお、合同点検を実施せずに対策を検討する場合も同様とします。



(2) 危険箇所の抽出

毎年4月～5月に、危険箇所の抽出を行います。

(3) 定期的な合同点検

ア、合同点検の実施時期等

年1回以上、合同点検を実施します。実施時期は、積雪時の危険箇所の把握も必要であることから、夏期と冬期を交互に行うなどします。

イ、効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

ウ、合同点検の体制

教育委員会、警察、道路管理者、学校、保護者等が参加する合同点検を行います。

(4) 対策の検討

合同点検等の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに防護柵設置や路面標示のようなハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(5) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(6) 対策効果の把握

対策実施後、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒等が安全になったと感じているのか、必要に応じて児童生徒へアンケート調査などを実施するなど、対策実施後の効果についても把握します。

(7) 対策の改善・充実

合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4、危険箇所に関する情報共有

点検結果や対策内容等については、関係者間で認識を共有するために、通学路の危険箇所対策一覧表、通学路の危険箇所標、通学路対策箇所図等を作成し、公表します。

【公表資料例】

- ・通学路の危険箇所対策を一覧表にしたもの
- ・通学路対策箇所を図にしたもの

5、その他

合同点検を実施せずに対策を検討する場合、上記3の(3)を除いた同様な取組を実施します。